

成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ①

(令和4年9月27日)

検討項目

主査 新井誠

1 論点

適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること

2 検討事項（第二期基本計画抜粋）

- 国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。（P12）
- 国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。（P12）
- 後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。（P15）
- 国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。（P16）
- （裁判所における）適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。（P17）
- 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。（P17）

3 今回の検討項目

- 後見人等の適切な報酬算定に向けた裁判所による自律的な検討と申立費用・報酬の助成制度の推進について

（参考）検討スケジュール等（案）

<令和4年度>

- 第1回ワーキング・グループ（令和4年9月27日）

- ・報酬実情調査について
- ・成年後見制度利用促進事業による助成の仕組みと概算要求について
- ・民事法律扶助の仕組みについて

○第2回ワーキング・グループ（令和4年11月8日）

- ・海外の報酬決定と報酬助成の仕組みについて

○第3回ワーキング・グループ（令和5年2月21日）

- ・成年後見制度利用支援事業に関する研究事業の中間報告について
- ・報酬実情調査について

＜令和5年度＞

○第4回ワーキング・グループ（令和5年春～夏頃）

- ・成年後見制度利用支援事業を全国で適切に実施する方策の検討の方向性について
- ・適切な報酬の算定に向けた検討の方向性について

＜令和6年度＞

- ・中間検証